

岩手大学における大学発ベンチャーに対するライセンス等の対価として
取得する株式等取扱規則

令和 2 年 3 月 3 日 制 定

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人岩手大学（以下「本学」という。）が所有する知的財産権の譲渡及び提供又は実施権の設定、実施許諾及び利用許諾（以下「ライセンス等」という。）の対価を現金に代えて株式等で取得する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「職務発明等」とは、本学職務発明等規則（以下「職務発明等規程」という。）第 2 条第 3 号に規定するものをいう。
- 二 「発明者等」とは、職務発明等規則第 2 条第 3 号に規定するものをいう。
- 三 「知的財産権」とは、職務発明等規則第 2 条第 4 号に規定するものをいう。
- 四 「株式等」とは、株式及び新株予約権をいう。
- 五 「大学発ベンチャー企業」とは、本学の職務発明等の事業化を目的として起業された会社をいう。

(株式等の取得条件)

第 3 条 本学は、ライセンス等を行う相手方が大学発ベンチャー企業であり、かつ当該会社が次の各号のいずれかに該当するときは、ライセンス等の対価の一部又は全部を株式等により取得することができるものとする。

- 一 対価に相当する現金を保有していないとき。
- 二 対価を現金で支払うことによって、資金繰りに窮すると認められるとき。
- 三 対価を現金で支払うことが経営に重要な影響を及ぼすと認められるとき。
- 四 その他学長が認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、本学は大学発ベンチャー企業が次の各号のいずれかに該当するときは、株式等を取得することができないものとする。

- 一 事業内容、法令遵守等に問題があるとき。
- 二 株式等を取得することにより、株主として経営参加権等の共益権を行使しないことが当該会社の経営に著しい影響を与えるとき。
- 三 その他学長が本学の運営に支障があると判断したとき。

- 3 本学は、大学発ベンチャーに知的財産権のライセンス等を行う際、可能な限り当該知的財産権の譲渡ではなく実施許諾による技術移転に努めるものとする。ただし、本学が当該知的財産権を保有するよりも大学発ベンチャーが保有しているほうが事業化推進に有効であり、かつ本学にとっても経済的メリットがあると研究を担当する理事又は副学長が判断した場合には、当該知的財産権を大学発ベンチャーに譲渡することができるものとする。

(株式等の取得)

第4条 学長は、大学発ベンチャー企業からライセンス等の対価の全部又は一部として株式等による支払いの申込みを受けたときは、前条に規定するもののほか、当該大学発ベンチャー企業の財務状況その他の株式等の取得の妥当性を判断するために必要な事項について研究を担当する理事・副学長に諮問し、発明評価会議で審議した結果を踏まえたうえで、その取得の可否を決定するものとする。

- 2 学長が株式等の取得を適当と判断したときは、本学は大学発ベンチャー企業とライセンス等に関する契約を締結し、株式等を取得するものとする。
- 3 学長が株式等の取得を不適当と判断したときは、本学は大学発ベンチャー企業の株式等を取得しないものとする。ただし、このことはライセンス等の契約の締結を行わないと解釈するものではない。

(新株予約権の行使)

第5条 本学は、新株予約権を取得した場合は、当該予約権の行使が可能となり次第、直ちに当該予約権を行使し、株式を取得するものとする。

(議決権の行使制限)

第6条 本学は、取得した株式等に係る議決権は原則として行使しない。ただし、議決権を行使しないことにより当該会社の経営に著しい影響を与える可能性があると考えられる場合に限り、議決権を行使することができるものとする。

(インサイダー取引の防止)

第7条 株式等の適正な売却を行うため、国立大学法人岩手大学利益相反管理専門委員会において、株式等の発行会社に出資、兼業、共同研究等を通じて関与する職員等（以下「以下大学関係職員」という。）に対して、インサイダー取引に該当しないか等、株式の保有状況等を個別・確認するものとする。

- 2 本学は、金融商品取引法その他の法令等を遵守するとともに、大学関係職員からの情報によって、株式等の売却の時期を恣意的に調整してはならない。

(株式等の売却)

第8条 本学は、取得した株式が換金可能な状態になり次第、速やかにこれを売却するものとする。

2 本学は、取得した株式等を新株予約権の行使前又は日本国内外の証券取引所の上場前においても売却することができる。

(補償金の支払い時期等)

第9条 本学が、知的財産権の運用又は処分の対価として株式等を取得した場合は、職務発明規則第10条並びに国立大学法人岩手大学における職務発明に係る実施補償金の取扱細則（以下「実施補償金取扱細則」という。）第2条第1項の規程で定める発明者への実施補償を行う時期にかかわらず、当該株式等の売却収入等を得たときに補償金を支払うものとする。

2 前項の場合において、職務発明規則第10条でいう「利益」とは当該株式等の売却収入等をいい、実施補償金取扱細則第2条第1項でいう実施補償金から当該株式等の売却収入等を得るために要した手数料等を控除するものとする。

(株式等の管理等)

第10条 受け入れた株式等は、事務局の経理責任者が管理するものとする。

2 受け入れた株式等は、岩手大学会計規則第16条1項の規定に準じて保管するものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。